

の就労のための支援」との項目がある。少し長いが以下に引用する。

「本検討会では、子どもに障害があるからといって就労が制限されるようなことはあつてはならないという考え方が共有された。保護者の就労等によりその監護すべき児童が保育を必要とし、保護者から申し込みがあつた場合は保育所において保育することとされているが、保護者の就労支援の観点からは障害児支援の役割も大きい。障害児支援が一般施策としての子育て支援よりも優先して利用されるような状況になると障害児本人の地域社会への参加・包容の観点から問題との指摘もあり、バランスをとる必要があるが、一般施策における対応が著しく困難であるような濃密な支援を要する場合等においては、保護

障害児支援をめぐる議論

母親たちが泣き声で涙を零す勇気が多く見つけていた。では、なぜ障害児支援では両立支援をしてこなかつたのだろうか。

方向性に差が出てくるものと考えており、その論点として挙げております」との問題提起があつた検討会後にまとめられた報告書には、「保護者の就労のための支援」との項目がある。少し長いが以下に引用する。

バランスをとる必要がある」となる。インクルージョンの観点から、学童保育を優先利用させるよう、放デイの開所時間を学童より抑制することでのバランスをとる必要があるとの解釈ができるだろうし、実際にそうされてきた。翌15年に公表された「放課後等ディサービスガイドライン」には保護者支援として、「保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うこと」との記載があるが、就労支援、両立支援への言及はなかつた。

インクルージョン推進への異論はないだろう。では、障害児支援である児童発達支援や放デイが保護者の就労時間に配慮・対応しないことで、どれだけインクルージョンが推進されたのだろうか。保育所、学童保育での障害児の受け入れは増加し

な対応を進めることが必要である。例えば、重症心身障害児に対して療育を行っている通所支援における受入時間の延長を報酬上評価すること等も考えられる。厚生労働省においては、これらの観点を踏まえつつ、今後望ましい在り方について検討すべきである。

学童保育に入れなかつた一人親家庭の小学生や学童保育に適応困難な小学生、さらに学童保育対象外の中高生の存在を忘れてはならない。こうした子どもの親にとって、日中一時支援が就労支援として機能していない地域では、放デイが唯一の支援なのである。

して いく 必要 が ある。

世紀 の 大 発見！ 人 も 猫 も もつと 長 生き に

猫 が 30 歳 ま で 生 き る 日

治せなかつた病氣に打ち克つたンパク質「A—I M」の発見

● 四六判・244頁 ● 定価1980円

宮崎 敬〔著〕

時事通信社

希望するサービス	就労者(N=138)	未就労者(N=77)
学童での受け入れ拡充・合理的配慮	10%	5%
放デイの学校休業日の時間延長	68%	45%
放デイの送迎保障	35%	35%
子の障害種・状態の受け入れ放デイ増設	35%	45%
フルタイム対応の日中一時支援開設	40%	25%
高等部卒業後の夕方の居場所	55%	45%
特になし	10%	8%
その他	5%	3%

就労中の母親で最も多かったのは「放課後等サービスの夏休み等学校休業日の時間延長」で、次に多かったのは「高等部卒業後の夕方の居場所」だった。放デイの開所時間が就労時間に満たない場合、複数サービスを組み合わせるか家族内でのケアのやりくりが必要になるため、放デイの時間が延長されれば負担軽減につながる。高等部卒業後の夕方の居場所について「その他（記述）」には「卒業後の生活介護の時間の終了が早すぎて思うように働けない」「夕方だけではなく、午前の居場所も必要」などの意見があつた。障害のある子どもを出産したときの母親の年齢を30歳と仮定すると、高等部卒業時の母親の年齢は48歳だ。一般的な定年退職の年齢を60歳、雇用延長で65歳とすると、子どもが高等部を卒業した後の母親の就労期間は10年以上ある。その間に子どもがグループホームに入居したり、自立生活に移行したりする保証はないため、支援を望む声が上がるのは当然のことだろう。

軽度の中高生であれば、留守番や一人での一定程度の外出は可能になることもあるが、重度だと、中高生であつての常持の見守りの力が乏しい。

労継続  
(図5)

中高生であっても、當時の見守りや介助が必要であることが多い。子どもの成長とともに、祖父母は高齢化し、自身に介護が必要になることもあり得るため、祖父母による支援は持続可能とはいえない。

また、子どもとの意思疎通が相当に難しい場合や、多動やパニック、自傷・他害などがあつて対

0%  
「未就労の母親で最も多かったのは『放課後等デイサービスの夏休み等学校休業日の時間延長』『高等部卒業後の夕方の居場所』で、次に多かつたのは『子どもの障害種・状態を受け入れる放課後等デイサービスの増設』だった。家族による支援がない場合、学童保育より学校休業日の開所時間が短い放デイの時間内で就労しようとする、就労可能時間は通勤時間も含めて、さらに短くな

る。職種に関する別の質問では、「預かり時間が短いので職種が選べない」などの意見があつた。高等部卒業後の夕方の居場所については、進路として生活介護を想定している母親からの要望だろう。主に重度障害児が進む生活介護では、学校より遅く始まつて放デイより早く帰宅することが多い。放デイの増設については、重心児や医ケア児の受け入れ先が少ないことは前述の通りだが、強